

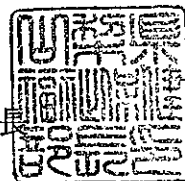


障 第 5 8 9 3 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

山梨県内 { 保険医療機関  
保 険 薬 局  
指定訪問看護事業所 } 開設者 様

山梨県福祉保健部長



### 重度心身障害者医療費助成制度における一部助成方法の変更について（通知）

日頃から本県の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本県の重度心身障害者医療費助成制度（公費 83）については、平成 26 年 11 月から自動還付方式に助成方法を変更させていただき、皆様に御協力をいただいているところですが、制度を取り巻く諸般の情勢を踏まえ、このたび平成 28 年 4 月から中学生までの重度心身障害児に限り、窓口無料方式により助成を行うことといたしましたので、何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。

下記及び添付のお知らせにて変更内容とそれに伴う処理方法を説明していますので、御確認をお願いします。（窓口無料方式となる重度心身障害児には、乳幼児（子ども）医療費助成の公費番号 81（受給者証ピンク色）を利用しますので、公費番号に応じた処理をしていただければ、現状と変わるところはありません。4 月に受給者証が変わるのでその点だけ御注意ください。）

なお、窓口無料方式となる重度心身障害児以外の受給者については、従前どおり自動還付方式となりますので、レセプト写しの国保連合会への提出について、引き続き御協力をお願いいたします。

制度名称	重度心身障害者医療費助成制度	
対象者（変更なし）	身体障害者手帳 1～3 級所持者、療育手帳 A 所持者、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者等	
受給者	中学生以下（※）	左記以外
償還方法	窓口無料方式（自己負担額をすべて現物給付とする方式）	自動還付方式（自己負担額のいったんの支払い後、支払った金額が約 3 か月後に受給者の事前登録口座に振り込まれる方式）
公費番号・受給者証の色	公費番号「81」 受給者証「ピンク色」	公費番号「83」 受給者証「黄色」
実施主体（変更なし）	市町村（公費負担は県 1/2、市町村 1/2）	
助成内容（変更なし）	保険診療（調剤、訪問看護）の本人一部自己負担額（窓口負担額）	
窓口での自己負担	無し（保険診療の一部自己負担分が対象、入院時食事療養費は対象外）	有り（上記助成内容の一部自己負担額をいったん窓口で支払い、その全額が自動還付方式により助成される）
他の公費負担制度との関係（変更なし）	①国の公費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先する。ただし、生活保護法適用者については、生活保護を優先するため、対象外とする。 ②公費負担医療によっても、なお一部自己負担額がある場合は、その額を助成対象とする。	
事務委託	審査支払機関（国保連合会・社会保険診療報酬支払基金）に委託	自動還付方式に係る集計支払事務は、国保連合会に委託

※ 市川三郷町、身延町、富士川町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町は独自に高校生（18 歳）まで窓口無料にします。

山梨県福祉保健部障害福祉課企画推進担当

TEL: 055-223-1460 FAX: 055-223-1464